

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号） 新旧対照表案

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 地上基幹放送局</p> <p>1（略）</p> <p>2 超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2（1）イに規定する周波数を使用するものに限る。）</p> <p>超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2（1）イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。）の審査は、1（1）の基準によるほか、次により行う。この場合において1（1）中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6) 申請局が基幹放送用周波数使用計画第1の4(2)に定める中継局である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、空中線電力は、平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。</u></p> <p><u>(7) 申請局が基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定する補完中継局（以下「補完中継局」という。）である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。</u></p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 空中線電力 空中線電力の選定は、次の基準により行う。</p> <p>(ア)（略）</p> <p>A（略）</p> <p>B 申請局に係る空中線電力は、中波放送の親局の放送区</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第1（同左）</p> <p>第2 地上基幹放送局</p> <p>1（同左）</p> <p>2 超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2（1）イに規定する周波数を使用するものに限る。）</p> <p>超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2（1）イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。）の審査は、1（1）の基準によるほか、次により行う。この場合において1（1）中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(5)（同左）</p> <p><u>(6) 申請局が補完中継局である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。</u></p> <p>ア～ウ（同左）</p> <p>エ 空中線電力 空中線電力の選定は、次の基準により行う。</p> <p>(ア)（同左）</p> <p>A（同左）</p> <p>B 申請局に係る空中線電力は、中波放送の親局の放送区</p>

域(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあっては東京都、中京広域圏の場合にあっては愛知県、近畿広域圏の場合にあっては大阪府、二の府県を含む場合(滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県)にあっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域)のうち難聴の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成 23 年総務省告示第 285 号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

(イ) (略)

オ (略)

(8) (略)

別添 (略)

3～5 (略)

第3～第26 (略)

域(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあっては東京都、中京広域圏の場合にあっては愛知県、近畿広域圏の場合にあっては大阪府、二の府県を含む場合(滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県)にあっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域)のうち難聴の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成 23 年総務省告示第 285 号(超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件)に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

(イ) (同左)

オ (同左)

(7) (同左)

別添 (同左)

3～5 (同左)

第3～第26 (同左)

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。